

# くれ

945号  
2022年12月6日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行



←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

## 副業の試行人材公募

### 副業の試行開始

以前は多くの企業が業務に支障が出る事を防ぐ為、職務専念義務を課し、副業を禁止していた。

しかし、企業改革や人材交流、人材不足の解消手段として、副業を認める流れになっていく。

コロナ禍によって、通常業務が困難となった宿泊業や航空産業などで急速に副業が許可された。

休業手当など、国の支援もあつたが、収入の減少は避けられず、社員の生活保護の為でもあつた。

### 国が推奨方針

平成30年に厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定している。

副業・兼業を行う理由は収入増加や挑戦等スキルアップなど、理由は様々である。

裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどの様に利用するかは、基本的に労働者の自由であり、各企業においてそれを制限するには、業務に支障がある場合や業務上の秘密漏えいなどに該当する場合とされている。

### 方針から見える実態

少子高齢化が進む日本では労働人口減少が続いている。

その為、既に働いている労働者を他の職場でも働ける様に国が後押しをしている。

外国からの出稼ぎ労働者を受け入れる施策もあるが、言葉や文化の壁、円安為替による希望者の減少など、不安要素も多く、

働ける労働者を手っ取り早く確保する方法である。しかし、実際副業は労働時間の問題などに注意が必要で、長時間労働による過労死の懸念も払拭できていない。

### 本業の所得改善が基本

他の業界で働いてみたい社員が希望して副業できる事は、自由な働き方として尊重するべきだろう。

しかし、収入金額が低い為、副業に走る社員がいるならば問題である。

特に一般職は基本給を低く設定されており、年齢による調整も僅かだ。正社員となった以上、非正規社員の時以上の基本給を望むのは当然ではなからうか。

### 兼業した郵便認証司

郵便法の規定により、会社の推薦から総務大臣が任命する郵便認証司。

認証司が兼業を行うには会社と総務省への承認申請が必要で、それらを怠ったとして2,600名以上が処分を受けた過去がある。

処分を恐れて副業している事を申告できず、また副業についての認識不足によって、会社が追加調査

する度に処分者が増えるという失態に繋がった。

兼業の内容としては、相続した不動産収入や消防団加入、農業従事などであり、これらは申請すれば承認される内容という。

消防団加盟の申請は必要だが承認が簡素化されており、同様に公的な職とされる一部は承認が簡素化されるような改正が検討されている。

### 副業に物申す

副業は国主導で認める方針である。

しかし、副業をせず、本業だけで生活できる給与体制にする事が先決だ。

また、全国一律最低賃金1,500円以上をユニオンは訴えているが、現実は全国加重平均額961円で千円にすら届いていない。

低賃金では、物価高によって、現在の生活水準を維持するのが困難となるだろう。

一方で企業が利益を上げて貯めている内部留保額は500兆円を軽く超えている。

従業員や社員の利益成果を企業や経営陣の一部が独占する事は望ましい事ではない。

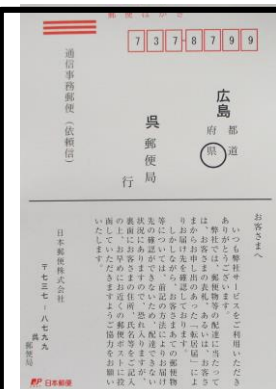
### 郵便の調査はがき

居住されているのか確認できない郵便物が届いた場合、調査を行う葉書の様式が変わった。

これまでは、確認したい氏名や投函日・期限を記載していたが、新様式にはこれらの記載がない。

お客様から見れば、提出期限もなく、いつ投函されたかも分からず、不信感に繋がりが兼ねない。

結婚等で変わる旧姓の記載項目もない。保管期間経過で、差出人に返還される郵便が増えるだろう。



### 今後の予定

- 12月13日(火) 17:00~  
第3回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は12月20日 予定